

---

# 医療従事者のベースアップ(賃金改善)の取り組みについて

---

当院では、2024年度の診療報酬改定に基づき、医療従事者の確保・待遇改善を目的として「入院ベースアップ評価料（または外来・在宅ベースアップ評価料）」を算定しております。

これにより得られた収益は、以下の職種の賃金改善（ベースアップ）に活用しております。

## 1. 算定評価料

外来・入院ベースアップ評価料

## 2. 対象となる職種

看護職員（看護師、准看護師）、薬剤師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、看護助手、介護職員、放射線技師、臨床検査技師、医療事務スタッフ等

※医師・歯科医師は除きます。

## 3. 賃金改善の具体的な取り組み

当院では、従来の賃金体系を維持しつつ、対象職員の基本給を定期昇給とは別に引き上げるベースアップを実施します。また、2024年度目標値（+2.5%）および2025年度目標値（+2.0%）の達成に向け、計画的に取り組んでまいります。